

令和 8 年 8 月 17 日

関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部
健康安全課長

女性の健康課題に係るマニュアルの周知等について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめ（令和 6 年 11 月 1 日公表）及び今後の労働安全衛生対策について（建議）（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）に基づき、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）の別紙等が令和 8 年 4 月 28 日付けで一部改正され、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に関する質問を追加され、また、女性の健康課題に係る事業者向けのマニュアル等が公表され、厚生労働省ホームページ※に掲載されました。

つきましては、女性特有の健康課題で職場において困っている労働者に向け、一般健康診断の機会を利用した問診や近隣の専門医への受診勧奨等の取組み推進のため、傘下会員等に対する当該マニュアル等の周知に御協力をお願いいたします。

（参考：厚生労働省ホームページ）

「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び
「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を公表します。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html